

# 札幌市中学校体育連盟規約

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は札幌市中学校体育連盟と称する。（設立：昭和22年4月1日）

第2条 本連盟の事務局を原則として、会長在職の学校におく。

## 第2章 目的

第3条 本連盟は体育活動の奨励、連絡調整ならびに他体育団体との連絡を密にし、中学校体育の健全な普及、発展をはかる。

## 第3章 組織

第4条 本連盟は札幌市にある中学校をもって組織する。

第5条 本連盟に次の部門をおく。

1. 陸上競技、軟式野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、サッカー、卓球、バドミントン、ソフトテニス、体操競技・新体操、水泳、柔道、剣道、スキー（アルペン・ノルディック）、スケート、ハンドボール、相撲
2. 研究部門

## 第4章 事業

第6条 本連盟は第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 諸体育大会の開催ならびに奨励
2. 体育に関する研究・講習
3. 関係諸機関、諸団体との連携提携
4. その他本連盟の目的達成に必要な事項

## 第5章 役員・理事

第7条 本連盟に次の役員・理事をおく。

会長	1名
副会長	12名
監事（校長1名、体育教諭1名）	2名
理事長（事務局長兼務）	1名
理事	
校長	若干名
教頭	若干名
体育教諭	若干名
専門委員長	19名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
会計	1名

第8条 役員は次の方式で選出する。

1. 会長、副会長、監事は総会で選出する。
2. 理事長、理事は会長が委嘱し、総会の承認を受ける。

第9条 役員は次の業務を行う。

1. 会長は本連盟を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は会務を代理し統括する。
3. 監事は会計の監査をする。
4. 理事長は、理事を代表し、会務を処理する。
5. 理事は、理事会を組織し、常務を処理する。
6. 事務局長は、会長の指示を受け事務局を統括する。
7. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故等ある時は、その任務を代行する。
8. 会計は、本連盟の会計をつかさどる。

第10条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。但し、専門委員長は2年を原則として再任は妨げない。欠員補充によって就任した役員は前任者の残任期間とする。

第11条 顧問、参与は総会において推挙することができる。

第12条 この規約に定めるもののほか、本連盟に必要な役職及び会議については、理事会の承認を経ることができる。

## 第6章 総会

第13条 総会は役員及び各校の校長・体育主任で構成し会長が招集する。

総会は次の事項を議決する。

1. 予算及び決算の承認
2. 役員を選出
3. 規約の改訂
4. 事業の決定
5. 札幌市教育委員会と共催による大会の決定
6. その他総会で必要と認めた事項

第14条 総会は構成員の2分の1以上の出席によって成立する。ただし、委任は認める。また、会議の議決は多数決で決定する。

## 第7章 理 事 会

第15条 理事会は会長・副会長・理事長・理事によって構成し会長が招集する。

第16条 理事会は次のことを行う。

1. 会務の執行
2. 総会の議案の準備
3. 総会の委任を受けた事項の審議
4. その他必要な事項

## 第8章 専門委員長会

第17条 専門委員長会は市事務局長・市事務局次長・専門委員長によって構成し、会長が招集する。

第18条 専門委員長会は次のことを行う。

1. 総会・理事会の委任・委託事項の執行
2. 種目間の連絡調整
3. 会場の調整及び決定
4. その他必要な事項

## 第9章 専門主任会

第19条 専門主任会は各部門専門委員長と専門主任によって構成し、会長が実行委員長、または専門委員長が招集する。任務は次のとおりである。

1. 選手権大会・新人戦大会・研修会・講習会の計画、立案、運営
2. 種目事業（含地区予選）予算の決定、執行、決算
3. 会場の調整及び決定
4. その他必要な事項

## 第10章 専門委員会

第20条 専門委員会は各校種目顧問によって構成し、実行委員長か専門委員長、または専門主任が招集する。任務は次のとおりである。

1. 選手権大会・新人戦大会・研修会・講習会の計画、立案、運営
2. 各種目必要数の専門主任選出
3. その他必要な事項

## 第11章 経 理

第21条 本連盟の経理は負担金・参加料・補助金その他をもってこれにあたる。

第22条 負担金は5月1日現在の在籍世帯数により納入する。

第23条 負担金・参加料は総会で定める。

本連盟の会計年度は、4月1日から、翌年の3月31日までとする。

附 則 本規約のほかに内規を定めることができる。

内規は理事会で決定し総会で定める。

本規約は平成30年4月1日より実施する。

第1次改訂	昭和36年	4月24日	第15次改訂	昭和61年	4月17日
第2次改訂	昭和37年	4月18日	第16次改訂	昭和62年	4月15日
第3次改訂	昭和44年	4月22日	第17次改訂	昭和63年	4月14日
第4次改訂	昭和45年	3月19日	第18次改訂	平成元年	4月18日
第5次改訂	昭和45年	5月25日	第19次改訂	平成4年	4月15日
第6次改訂	昭和47年	6月12日	第20次改訂	平成10年	4月16日
第7次改訂	昭和48年	5月16日	第21次改訂	平成15年	4月16日
第8次改訂	昭和49年	5月27日	第22次改訂	平成16年	4月15日
第9次改訂	昭和51年	5月10日	第23次改訂	平成17年	4月19日
第10次改訂	昭和52年	4月25日	第24次改訂	平成20年	4月18日
第11次改訂	昭和55年	4月1日	第25次改訂	平成22年	4月16日
第12次改訂	昭和57年	4月27日	第26次改訂	平成30年	4月11日
第13次改訂	昭和58年	4月19日			
第14次改訂	昭和59年	4月19日			